

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアの存在に関して、利用率が100%になる必要はないにせよ、利用したい人が利用できないということがないように基盤はきちんと100%整備されるべきである。</p> <p>超高速ブロードバンドを利用するか否かは個人の自由意志によるべきであり、国が強制的に関与すべき問題ではないのではないかと考える。</p> <p>また、利用したい人が利用できるようにするには、利用料金の低下やサービスの充実が必要となるが、これらを達成するには事業者の公正競争が必要であるため、やはり政府の関与は適切ではないと考える。</p>
2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。	